

第8回教育委員会

平成28年4月26日
午後1時
本庁舎屋上会議室

議案

議案第86号 運動会・体育大会における組体操の実施に係る取扱いについて

運動会・体育大会における組体操の実施に係る取扱いについて（通知）

標題について、これまで各校に対して、本市における組体操の事故を防止するため、平成 27 年 9 月 1 日付け教委校（全）第 28 号「運動会・体育大会における組体操に係る事故防止について」において、組体操の実施に当たっての注意点、及び、「塔（タワー）」「ピラミッド」の段数制限を通知したところである。しかしながら、通知後の本市の取組にもかかわらず、事故の報告はなお多数に上っていることに鑑み、運動会等で発生した組体操の事故の状況を分析し、再検討した結果、平成 28 年 2 月 12 日付け教委校（全）第 58 号「運動会・体育大会における組体操に係る今後の取扱いについて」において、「塔（タワー）」「ピラミッド」を実施しないこととした。

このような状況の中、教育委員会としては、再度、運動会等の事故の状況を詳細に分析し、議論を重ねてきたところ、骨折を伴う事故の大半が練習中に発生していることから、各技の練習に取り組み、習熟することにより事故が確実に少なくなっていることが分かった。このことから、組体操の実施に際し、以下に示す「組体操の事故防止ポイント」にもとづき練習に取り組むとともに、指導者側が安全への配慮を徹底させることにより、事故を未然に防ぐことが可能になるとの考えに至ったところである。

〔組体操の事故防止ポイント〕

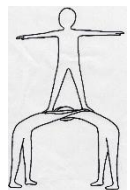
- ア 個人の能力や発達段階などを的確に把握するとともに、体格の違いなどによる組み合わせに配慮するなど、計画の段階から事故防止に向けた取組を検討すること。
- イ それぞれの技の危険性と、児童生徒の状況を十分に検討したうえで、全員が一律に同じ技をすることにより、事故につながる可能性がある場合は、個々の発達段階にあわせた技で参加させるなど、演技構成を工夫すること。
- ウ 事故を未然に防ぐため、補助をつけることや、マットを敷くなど、安全への配慮を徹底すること。

また、これらの取組とともに、別添資料 1 の平成 28 年 3 月 25 日付け事務連絡「組体操等による事故防止について」（スポーツ庁政策課学校体育室）をふまえ、今後の組体操については、次のとおり取り扱うこととする。

さらに、これまでの通知とともに、平成 28 年 4 月 15 日に実施した「学校の体育的教育活動における事故防止研修会」の内容についても校内で伝達研修を行い、組体操の実施ならびに事故防止に万全を期すこと。

なお、1学期に運動会・体育大会を実施する小中学校に対して、組体操における実施状況の調査を行い、2学期の実施についての検討をあらためて行うこととするので申し添える。

記

- 1 小学校においては、立っている二人組の肩の上に立つ技については、多数の骨折事故が発生しており、重篤な事故につながる恐れがあることから実施しないこととする。
- 2 小中学校においては、児童生徒を空中へ放り出すような技については、大きな事故につながる可能性があることから原則禁止とする。しかしながら、学校として、実施に向けて系統立てた練習計画を立て、安全への配慮を徹底するとともに、保護者の理解が得られた場合については実施することも可能とする。
- 3 1. 2を踏まえ、前述の「組体操の事故防止ポイント」とともに、各学校においては、組体操の事故防止に万全を期し、安全への配慮を徹底するとともに、それでも実施が難しいと判断される場合は実施をしないなど、児童生徒の安全を最優先に取り組むこととする。

なお、平成28年2月12日付け教委校(全)第58号「運動会・体育大会における組体操に係る今後の取扱いについて」のとおり、「塔(タワー)」「ピラミッド」を実施しないこととする。また、別添の資料2「組体操の事故防止ポイント」を活用し、組体操の事故防止に努めること。